

答 申 第 2 号
平成17年10月18日

鎌ヶ谷市長 清 水 聖 士 殿

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 芹 澤 功

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号
の規定による諮問について（答申）

平成17年10月4日付け鎌高第377号により諮問のあった件について、下記
のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

諮問のあった地区敬老会を開催するに当たって、出席等の確認をするため、75歳以上（ただし、経過措置として、平成18年度は73歳以上とし、年度ごとに引き上げる予定）の住民登録をしている高齢者の氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の名簿を地区自治会長に提供することは、妥当ではない。

第2 諮問する根拠

実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条の規定により、原則として実施機関以外に保有個人情報を提供することはできないが、例外として外部提供することが同条第5号の規定による「公益上の必要その他相当の理由がある」か否かを確認するため、審査会に諮問するものである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関は、審査会に出席し、口頭で次のとおりに説明した。

敬老会事業は、地域交流のための伝統事業として、昭和40年代から実施しており、敬老の精神を高めることなどを目的として、地区自治会による主催により、地域を主体として開催している。

敬老会事業の対象者は、75歳以上の高齢者であるが、市では、敬老会事業を奨励するため、地区自治会が敬老会を開催したときに、地区自治会に奨励金を交付し

ているところである。

敬老会の開催に当たり、平成16年度までは、対象者の出席を確認することを目的に、対象者の氏名、住所、生年月日、性別、世帯主を記載した名簿を市から地区自治会に提供していたところである。

しかしながら、平成17年度からは、個人情報保護の観点から、自治会連合協議会理事会で了承を得た上で、名簿の提供を行わず、市において対象者全員に招待状を送付し、出欠席の確認を地区自治会が行う方式に変更したところである。

このような状況の中、平成16年度までに行っていた地区自治会に名簿を提供する方法は、地区自治会において、事前に出席人数を把握できるとともに、欠席者に記念品を届けることが可能になることから、外部提供の適否を審査会に諮問させていただき、平成18年度以降の実施方法を検討することを考えている。

第4 審査会の判断

地区自治会の主催する敬老会事業を市が奨励することは、鎌ヶ谷市民憲章にもある敬老の精神を高めるものであり、事業自体も昭和40年代から地域交流を図るため自治会で実施してきた伝統ある事業であるため、公益性が認められるものである。

また、自治会は、地方自治法第260条の2の規定により、市長の認可を受けた団体も一部あり、住民自治に極めて深い関連を有し地域社会において重要な役割を担っているものである。

しかし、地区敬老会を開催するに当たって、出席等の確認をするため、75歳以上の住民登録をしている高齢者の氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の名簿を地区自治会長に提供することは、個人情報保護の観点から、個人情報を提供するほどの公益上の必要その他相当の理由はないと考えられるので妥当ではない、と判断した。

そもそも、個人情報保護条例第9条の提供の制限に関する規定は、実施機関が保有する個人情報は、原則として実施機関以外に提供することを禁止したものであるが、法令等に定められたときなど合理的な理由があるときは、提供を認めているものであり、個人情報が、実施機関以外に提供された場合、当初の提供目的以外に使用されたり、場合によっては、民間事業者に流用されるおそれがあるため、本人情報を保護する観点から定められたものである。市が奨励し地区自治会が主催する地区敬老会を開催するに当たって出席等の確認をするためには、市としてほかにとり得る手段は有ると考えられるのであり、75歳以上の住民登録をしている高齢者の氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の名簿を地区自治会長に提供することには、個人情報保護条例第9条の提供の制限に関する規定の適用につき個人情報を提供す

るほどの公益上の必要その他相当の理由はない、と判断した。

また、地区自治会は個人情報保護条例における実施機関に該当するものではなく、地区自治会に個人情報が提供された場合に個人情報をどのように保護するかという観点からも提供は妥当ではない、と判断した。

なお、敬老会事業は、自治会の主催でありながら、市が保有する個人情報である住民基本台帳のデータを使用し、市が招待状を送付することは、個人情報保護条例第8条の利用の制限に該当しないかを検討するとともに、敬老会事業について、市と自治会の役割を明確にし、対象者に対して周知する必要がある。